平成２９年第１回砂川市議会定例会
第２予算審査特別委員会

平成２９年３月１４日（火曜日）第１号

開会宣告
正・副委員長の互選
開議宣告
議案第１３号　砂川市議会議員及び砂川市長の選挙における選挙運動に要する費用の公費負担に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
議案第１４号　砂川市庁舎建設検討審議会条例の一部を改正する条例の制定について
議案第１５号　砂川市個人情報保護条例等の一部を改正する条例の制定について
議案第１６号　砂川市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について
議案第１７号　砂川市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第１９号　砂川市税条例等の一部を改正する条例の制定について
議案第２０号　砂川市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
議案第２１号　砂川市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
議案第２２号　砂川市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第２３号　砂川市過疎地域自立促進市町村計画の変更について
議案第　７号　平成２９年度砂川市一般会計予算
議案第　８号　平成２９年度砂川市国民健康保険特別会計予算
議案第　９号　平成２９年度砂川市下水道事業特別会計予算
議案第１０号　平成２９年度砂川市介護保険特別会計予算
議案第１１号　平成２９年度砂川市後期高齢者医療特別会計予算
議案第１２号　平成２９年度砂川市病院事業会計予算
散会宣告

○出席委員（１２名）

委員長	辻　　　勲　君	副委員長	増　井　浩　一　君
委　員	多比良　和　伸　君	委　員	増　山　裕　司　君
	中　道　博　武　君		佐々木　政　幸　君
	武　田　　真　君		武　田　圭　介　君
	水　島　美喜子　君		北　谷　文　夫　君

沢田広志君　　　　小黒　弘君
（議長飯澤明彦）

○欠席委員（０名）

○　第２予算審査特別委員会出席者　○

１．本委員会に説明のため出席を求めた者

砂川市長	善岡雅文
砂川市監査委員	栗井久司

２．砂川市長の委任を受け説明のため出席する者

副市長	角丸誠一
総務部長 兼会計管理者	熊崎一弘
総務課長	安田　貢
総務課副審議監	山形　譲
市長公室課長	安原雄二
市長公室課副審議監	畠山秀樹
政策調整課長	井上　守
税務課長	為国修一
会計課長	川端幸人
市民部長	中村一久
市民生活課長	東　正人
社会福祉課長 兼子ども通園センター所長	近藤恭史
介護福祉課長 兼ふれあいセンター所長	吉川美幸
ふれあいセンター副審議監	松原明美
経済部長	福士勇治
商工労働観光課長	山下克己
農政課長	小林哲也
建設部長	湯浅克己
土木課長	荒木政宏
建築住宅課長	金丸秀樹
建築住宅課副審議監	渋谷正人
病院事務局長	氏家　実

病院事務局審議監 兼医事課長	朝日紀博
管理課長	山川和弘
管理課技術長	大内文雄
経営企画課長	渋谷和彦
地域医療連携課長	山田　基
附属看護専門学校副審議監	細川　仁
研修管理室副審議監	森田康晴

3．砂川市教育委員会委員長の委任を受け説明のため出席する者

教育長	髙橋　豊
教育次長 兼スポーツ振興課長	河原希之
社会教育課長 兼公民館長 兼図書館長	今崎大三
学校給食センター所長	橘　加奈子

4．砂川市監査委員の委任を受け説明のため出席する者

監査事務局長	堀田一茂

5．砂川市選挙管理委員会委員長の委任を受け説明のため出席する者

選挙管理委員会事務局長	熊崎一弘
選挙管理委員会事務局次長	安田　貢

6．砂川市農業委員会会長の委任を受け説明のため出席する者

農業委員会事務局長	福士勇治
農業委員会事務局次長	小林哲也

7．本議会の事務に従事する者

事務局長	峯田和興
事務局次長	佐々木純人
事務局主幹	山崎敏彦
事務局係長	渡部秀樹

開会　午後　２時４４分

◎開会宣告

○議長　飯澤明彦君　ただいまから第２予算審査特別委員会を開きます。

◎正・副委員長の互選

○議長　飯澤明彦君　お諮りします。

正副委員長の互選については、慣例により私から指名することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、私から指名します。

第２予算審査特別委員長には辻勲委員、同副委員長には増井浩一委員を指名します。

休憩　午後　２時４４分

〔委員長　辻　　勲君　着席〕

再開　午後　２時４５分

○委員長　辻　　勲君　ここでお諮りします。

本日の委員会に一般傍聴の方から委員会傍聴の申し出がありました。このことについて許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認め、委員会傍聴を許可することに決定しました。

暫時休憩します。

休憩　午後　２時４５分

再開　午後　２時４６分

◎開議宣告

○委員長　辻　　勲君　直ちに議事に入ります。

○委員長　辻　　勲君　本委員会に付託されました議案第１３号　砂川市議会議員及び砂川市長の選挙における選挙運動に要する費用の公費負担に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、議案第１４号　砂川市庁舎建設検討審議会条例の一部を改正する条例の制定について、議案第１５号　砂川市個人情報保護条例等の一部を改正する条例の制定について、議案第１６号　砂川市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について、議案第１７号　砂川市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第１９号　砂川市税条例等の一部を改正する条例の制定について、議案第２０号　砂川市手数料条例の一部を改正する条例の制定について、議案第２１号　砂川市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、議案第２２号　砂川市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第２３号　砂川

市過疎地域自立促進市町村計画の変更について、議案第７号　平成２９年度砂川市一般会計予算、議案第８号　平成２９年度砂川市国民健康保険特別会計予算、議案第９号　平成２９年度砂川市下水道事業特別会計予算、議案第１０号　平成２９年度砂川市介護保険特別会計予算、議案第１１号　平成２９年度砂川市後期高齢者医療特別会計予算、議案第１２号　平成２９年度砂川市病院事業会計予算の１６件を一括議題とします。

お諮りします。審査の方法としては、まず予算先議議案の審査を行い、次に一般会計を行うこととし、歳出を款項ごとに、続いて継続費、債務負担行為、地方債及び歳入の審査の順で行い、次に特別会計の歳入歳出、事業会計の収入支出を一括審査する方法で進みたいと思います。このことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、そのように進めてまいります。

初めに、議案第１３号　砂川市議会議員及び砂川市長の選挙における選挙運動に要する費用の公費負担に関する条例等の一部を改正する条例の制定についての審査に入ります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより議案第１３号を採決します。

本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第１４号　砂川市庁舎建設検討審議会条例の一部を改正する条例の制定についての審査に入ります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより議案第１４号を採決します。

本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第１５号　砂川市個人情報保護条例等の一部を改正する条例の制定についての審査に入ります。
これより質疑に入ります。質疑ありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
これで質疑を終わります。
続いて、討論に入ります。討論ありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
討論なしと認め、これで討論を終わります。
これより議案第１５号を採決します。
本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。
続いて、議案第１６号　砂川市職員定数条例の一部を改正する条例の制定についての審査に入ります。
これより質疑に入ります。質疑ありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
これで質疑を終わります。
続いて、討論に入ります。討論ありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
討論なしと認め、これで討論を終わります。
これより議案第１６号を採決します。
本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。
続いて、議案第１７号　砂川市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての審査に入ります。
これより質疑に入ります。質疑ありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
これで質疑を終わります。
続いて、討論に入ります。討論ありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
討論なしと認め、これで討論を終わります。
これより議案第１７号を採決します。
本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第１９号　砂川市税条例等の一部を改正する条例の制定についての審査に入ります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより議案第１９号を採決します。

本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第２０号　砂川市手数料条例の一部を改正する条例の制定についての審査に入ります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより議案第２０号を採決します。

本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第２１号　砂川市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についての審査に入ります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより議案第２１号を採決します。

本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第２２号　砂川市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についての審査に入ります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより議案第２２号を採決します。

本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第２３号　砂川市過疎地域自立促進市町村計画の変更についての審査に入ります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより議案第２３号を採決します。

本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

これより予算に入ります。

議案第７号　平成２９年度砂川市一般会計予算の歳出から審査に入ります。

それでは、まず８８ページ、第１款議会費、第１項議会費について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

次に進みます。９２ページ、第２款総務費、第１項総務管理費、質疑ありませんか。

武田圭介委員。

○武田圭介委員　それでは、私からは９７ページ、庁舎建設の検討に要する経費ということで７３４万６，０００円ほど今回当初予算で計上されていて、大きな中身は基本構想、基本計画策定支援業務委託料ということで６３０万円弱が上がっているのですが、今まで

漏れ伝わってくる話によると、審議会の委員さんも庁舎建設等に当たってはいろんなところに視察に行くというようなお話もあろうかと思うのですが、そういったような費用というものはここに出ている普通旅費と車借り上げ料で十分対応できるようなものとなって組まれているのかどうか。つまりしっかりとした審議をしていただくためにはやっぱりそういう準備には経費というものがかかるのは十分承知しておりますので、その辺がこの当初予算の中ではどうなっているのかお伺いしたいと思います。

○委員長　辻　　勲君　市長公室課副審議監。

○市長公室課副審議監　畠山秀樹君　審議会委員さんによる視察でございますけれども、この予算の中では車借り上げ料１１万円、これが視察に係るバス借り上げ料という形で計上させていただいておりまして、そのほかに費用弁償という形で視察に係る旅費の分を見込んでいるところでございます。

○委員長　辻　　勲君　武田圭介委員。

○武田圭介委員　そうすると、具体的にどこに行くかとかというのは、それはここではなくて、審議会があって審議会の中で決めていく話ですから、それはお伺いしないのですけれども、ただ予算から見ていくと道外とか宿泊を伴うものというのはやっぱり難しいのかなと。そうなると当然行ける場所も限られてくるわけですから、決して予算の制約がその審議会の委員さんの判断に影響が出ないように、場合によっては補正予算というのも組めるわけですから、そういったような審議会の話し合いの中でこれから決まっていくとは思うのですけれども、あくまでも具体的な特定した場所ではないですよ、特定した場所ではないですけれども、今考えられているものというのは、この予算から考えると割かし近場のところで済ませようというような理解でよろしいのですか。

○委員長　辻　　勲君　市長公室課副審議監。

○市長公室課副審議監　畠山秀樹君　視察地につきましては、審議会委員さんはそれぞれお仕事をされている方も多数おりまして、なかなか宿泊を伴ってというのは難しいと考えておりますので、日帰りで行ける視察地ということで今のところは考えているところでございますけれども、審議会の中でこれ以上どこかというお話があれば、今現在予算の中では日帰りの予算をとっているわけでございますけれども、そういったお話があれば補正予算なりで対応して進めていきたいというふうに考えているところでございます。

○委員長　辻　　勲君　武田圭介委員。

○武田圭介委員　当然仕事を持っている方もいらっしゃいますので、今答弁に出てきたことは十分理解できますけれども、先ほどの繰り返しになりますけれども、庁舎建設というのは何十年かに１度の大事業ですから、そこの審議会の委員さんの判断が誤るというか、やっぱり百聞は一見にしかずで、見てみないとわからないこともいっぱいあろうかと思いますので、その辺は何日も何週間も拘束するものではありませんから、できるだけ予算の制約でおさまれば一番いいのですけれども、これにかかわらず、しっかりとこれからの庁

舎建設、砂川市の庁舎にとって必要な機能というものは見てきていただきたいと思いますので、その辺は柔軟に対応していただきたいと思います。

　次に、同じく９７ページの市史編さんに要する経費ということで、本年度から市史の編さんというものが始まるわけでありますけれども、今委員報酬ということで６万９，０００円ほど計上されているのと委託料ということで８６万４，０００円ほど計上されています。この委員さんという人の構成がどういうようなものになっていくのかをまず最初にお伺いしたいと思います。

〇委員長　辻　　勲君　総務課長。

〇総務課長　安田　貢君　市史編さんの委員さんでございますけれども、条例上１０名以内という定めがございますけれども、ここで７人の委員の方の報酬を計上していることにつきましては、前回の市史も民間の方から７名の方に委員さんになっていただいて、具体的な人選という点では郷土研究会の方を中心としながら、例えば行政経験のある方、または各産業界のご経験のある方、そういった方に前回と同じような中でお願いを申し上げることで考えておりますし、７名プラスアルファというところにつきましては、前回も行政職の現職の職員の中で委員になって委嘱という形をとっているケースもありますから、その点も含めて今後詰めてまいりたいと考えてございます。

〇委員長　辻　　勲君　武田圭介委員。

〇武田圭介委員　今ちょっと後ろのほうの答弁に出てきたのですけれども、そうするとあくまでも現職の職員の方がそういったようなことに携わるといったときには、この市史の編さんというものは委託料ということで委託にかかっていくと思うのですけれども、事務的なもの、庶務的なものというのは別に総務課の中に設置してサポートするわけではなくて、委託に出して、こういう市史の編さん委員として現職の職員の方が委員という形で携わるという理解でよろしいのですか。

〇委員長　辻　　勲君　総務課長。

〇総務課長　安田　貢君　事務局といたしましては総務課において進めてまいりたいと考えてございますし、行政関連の委員ということについては関連部署という中で今後検討してまいりたいと考えてございます。

〇委員長　辻　　勲君　武田圭介委員。

〇武田圭介委員　次に、委託料の関係なのですけれども、今回債務負担の初年次分ということで８６万４，０００円が計上されていて、次年度以降は結構額が多額になっていくのですが、初年度の作業としては委託をかけてどういった作業に入っていくのかというのを教えてください。

〇委員長　辻　　勲君　総務課長。

〇総務課長　安田　貢君　今年度といいますか、全体的なスケジュールのイメージで申しますと、まず原稿の作成、最終的な印刷製本を含めた形で指名型のプロポーザルによって

委託業者を今年度選定して、その決まった受託業者に対しまして各種市史に関しての資料を提供しながら、受託業者のほうで原稿を作成していただき、基本的な編集構成をしていただき、またできた原稿をフィードバックしていただいて、内部で確認をしながら編さんを進めていくと、こういったことで、初年度については受託業者の選定、そしてそれを年内には終わらせたいと、そして年度内に決まった受託業者と協議の中で、どういった資料をそろえていくか、そういったところまでが今年度の想定でございまして、初年度については８６万４，０００円という低額になっているのは具体的な原稿執筆にまでは至らないであろうと、そういった見込みのためでございます。次年度以降については、原稿の作成、さらには先ほど申しました編集、確認という作業を通して、前回の市史が平成２年度まで記載してある「私たちの砂川市史」という形でございますが、平成２年度の途中までの記載でございました。今回については、それを追補する形で平成元年度から平成３２年度まで、ただ中心は、前回２年度まで書いていますから、３年度以降ということで、３年度から３２年度までの丸３０年を中心に今回市史を編さんしてまいりたい。３２年度までの記事ということで、最終的な製本については３３年度といったスケジュールで考えているところでございます。

○委員長　辻　　勲君　武田圭介委員。

○武田圭介委員　これはまた随時出てきたところで伺うこととして、次に同じく９７ページのホームページに要する経費ということで８１万９，０００円ほど計上されています。この８１万が保守点検委託料ということだったのですけれども、これは総務文教委員会の中で触れましたけれども、現行市のホームページにどこからどういう状況でアクセスをしているかとかといったような分析は、今使っているソフトでは余り細かな分析はできないと。ただ、一方で、これから市のホームページをどういった層の中が見られて、市外、市内、道内、道外問わず、そういう細かな分析ができるといろんな情報を発信するときにある意味ターゲットを絞って情報発信ができるようになると。それは、総務文教委員会の中では今後も検討していきたいというお話があったのですけれども、今回のこの予算の保守点検委託料の中には多分そういったようなものは含まれていないのかなと思うのですけれども、その辺というのはどういうふうになっているのでしょうか。

○委員長　辻　　勲君　市長公室課長。

○市長公室課長　安原雄二君　ホームページのアクセス管理に関するご質問だと思います。残念ながら、この保守委託料の中にはそういった経費は含まれておりません。ただ、ご指摘のとおり、総務文教委員会で委員さんよりご指摘がありまして、その辺の相談業務はこの保守業務に含まれておりますので、保守会社に聞いております。確かに正確な位置情報ですとか、ＩＰアドレスに対する市役所がどれぐらいのアクセス件数かというのは正確にはでないのですけれども、ざっくりとした数字は出ております。もちろん地区別の集計ですとか、あとパソコンからだとか、スマホだとか、そういった媒体ごと、そちらのほうの

集計結果は現在出ております。
○委員長　辻　　勲君　武田圭介委員。
○武田圭介委員　今インターネットの業界というか、陳腐な言葉ですけれども、保守点検をする業者の方というのはノウハウや技術をいっぱい持っているわけであって、この予算の中にとりたてて項目立てして載っていなかったので、多分新たな分析ソフト等を入れるというのは無理だったのだろうなと。ただ、一方で、今答弁にまさに出てきたのですけれども、保守点検をする方というのもある程度のスキルを持っているわけで、相談にも応じてくれるわけですから、その辺は余計な経費が発生しない中で、砂川市のホームページというのも情報発信のツールとしては非常に有用なツールではありますので、その辺もしっかりと念頭に入れて今後とも業者の方とも相談をしていっていただきたいと思います。
　次に、１０１ページでありますけれども、財産管理に要する経費の中で庁舎整備基金積立金ということで今回３００万円が計上されておりますが、これも今までいろいろと市長等の答弁等の中でも大体庁舎整備には毎年度２億円ぐらいずつ積み立てをしていきたいということであるのですが、今回は当初予算ということで３００万と、財政需要というのは突発的にいろんな形で出てくるわけでありますから、多分年度当初ごとには補正予算としてまた積み立てていくのかなというふうに思うのですけれども、この辺というのはどういうふうに理解すればよろしいでしょうか。
○委員長　辻　　勲君　政策調整課長。
○政策調整課長　井上　守君　財産管理に要する経費の庁舎整備基金積立金３００万円ということでございますが、これは２８年度の補正予算で積み立てをいたしました６億円の基金の運用利息分を１年間で積み立てさせるというようなことになってございます。利率は０．５％ということでございます。
○委員長　辻　　勲君　武田圭介委員。
○武田圭介委員　そうすると、特段今この予算を見る中では、さっきの補正予算でやったような、補正予算は今までの分をためてある意味積んだという形で６億円という形で計上されましたけれども、今回基金条例等もできて、積み立てをしていくといったときに、これも総括で触れましたけれども、目標金額とかを条例の中には定めていないわけですけれども、その辺というのはこの予算の中では今後積み立てていくという上ではどういったような考えになっているのかというのをお伺いしたいと思います。
○委員長　辻　　勲君　政策調整課長。
○政策調整課長　井上　守君　今後の基金の積み立てということでございます。平成２９年度の予算では財政調整基金２億３，１００万ほど繰り入れをいたしまして事業遂行していくところでございます。年度末に向けて運用していくわけなのですけれども、毎年度決算剰余金というものが出てございます。それにつきましては、２３年度付近から相当長く出てございます。一時期は７，０００万、８，０００万という時期も平成１０年度ぐらい

にはありましたけれども、２０年度代に入って収支が改善したということもございますし、交付税が上がったということもございまして、決算剰余金が出てございます。その見込みからいきますと、恐らくは２８年度、今回の補正後の剰余というものも出てきてございますし、除雪の関係も予定よりも若干少なくというようなこともきっとあると思います。そういった中では、決算剰余が出ますので、その分は２９年度の繰越金が出た段階で一旦は財政調整基金に積み立てを行います。その後１年間の事業の経過を見ながら、基金に積み立てられるものが恐らくは２億程度出るのではないかということは計算上出ております。

以上でございます。

○委員長　辻　　勲君　武田圭介委員。

○武田圭介委員　積み立ての方法はどういうふうになっているのかわからなかったのですけれども、そういう意味で理解いたしました。わかりました。

次に、１０５ページですけれども、運転免許証の自主返納サポート事業に要する経費ということで、総括の中でも触れましたけれども、提案理由の説明の中では１万円の商品券と５，０００円のたしか予約型乗合タクシーの利用補助を出すということだったと思うのですが、この予算から計算していってもいいのですけれども、今のところ当然これが全部消化されるかどうかというのはわからないわけなのですけれども、どれぐらいの対象でどのような対象のところに声がけというか、やっていこうとしているのかということを最初にお伺いしたいと思います。

○委員長　辻　　勲君　市民生活課長。

○市民生活課長　東　正人君　まず、こちらはふくろうカード１万円、これは５０人分でございます。あと、予約型タクシーの無料券なのですけれども、これは１人につき３，０００円分、これも５０人分でございます。ただ、今この事業を始めるに当たって、総括の中でもお話は出ていますけれども、砂川警察署、また今後高齢者が多いということですから、老人クラブだとか、もしくは介護の事業所等にチラシを置いて、こういう事業を始めるから、少しでも交通事故を減らしたいということで啓発をしていこうと思っています。

○委員長　辻　　勲君　武田圭介委員。

○武田圭介委員　これは総括の中では私は特に高齢者といったところを強く意識しましたけれども、あくまでも事業としては運転免許証の自主返納ですから、若くして病気になられて運転免許を手放す決意をされた方、それから自主的に年齢問わずに免許を返納する方も対象となってくるとは思いますけれども、ただそうはいっても社会的には今答弁にもあったように、どうしても体が加齢とともに身体機能が低下する。それから、軽度であっても認知症疾患を持つようになって、家族の方が見るに見かねて運転をやめたらどうだと言っても、なかなかやめていただけない。そのインセンティブとなるものも今まで何もなかったわけでありますから、今回こういう取り組みが実施されて、これからまさにスタートされる段階ですので、どういう結果になるかわかりませんけれども、だとすればこういう

取り組みを始めたということをしっかり周知をして、この取り組みをしているお金がしっかりとそういうことを考えている人の手元に行くような周知方法というのはやっぱり考えていかないといけないと思うのですけれども、総括ではざっくりと大くくりで聞きましたけれども、今現在、先ほど事業所とかと言いましたけれども、事業所とかにもう入所されている方というのはそもそも車を持っていない方とかもいらっしゃいますので、むしろそういったところに入る前の段階の人のほうがこういう事業には適しているのではないかというふうに思うのですけれども、市の考えとしてお伺いしたいと思います。

○委員長　辻　　勲君　市民生活課長。

○市民生活課長　東　正人君　もう一点、対象の方なのですけれども、砂川に住んでいる方で、今回年齢区分というのは設けてございません。平成２８年度でいいますと、４月から、これは１月現在なのですけれども、砂川市の方が３０名ほどもう既に返納されているということでございます。平成２７年度には５０代の女性の方も返納されたということでございますので、これは年齢区分を設けないでということで予定しております。

　あと、先ほど介護の事業所ということでございましたけれども、これにつきましてはケアマネとかが実際にご自宅に訪問していろんな話を聞くような形をとっておりますので、そういうところでも対象になる方がいたとしたなら、ＰＲしていただければというふうに考えております。

○委員長　辻　　勲君　武田圭介委員。

○武田圭介委員　運転されている方というのは、自分はまだ大丈夫だという過信もあって、身内の方が言うと逆にむきになって返納されない。でも、介護事業所とか、第三者的な方が言うと説得に応じて返納するというようなこともあります。高齢者が被害者、加害者、両方になっても非常に不幸なことでありますので、この事業が今後うまく軌道に乗っていけばいいなとは思っているのですけれども、もう一つお伺いしたいのは、あくまでも商品券と予約型乗合タクシーの利用補助という形で出すのですが、どちらかといえば、公共交通の利用というようなことを意識すれば商品券よりはむしろタクシー利用券のほうが額としては多いほうがいいのかなというふうに思っているのですけれども、その辺の考えというのはどうでしょうか。

○委員長　辻　　勲君　市民生活課長。

○市民生活課長　東　正人君　実は今回ふくろうカード１万円分とするに当たっても、いろんな各市の状況を見たら実際にバス券だとかハイヤー券を出しているところもありまして、担当のほうともいろいろ悩んだ結果ではございますけれども、今回のふくろうカードとしたのは、事故を減らす自主返納ということであれば、例えばまちなかに住んでいる方ということになるとハイヤーとかバスというよりは、当然郊外にいる方は使うかもしれませんけれども、こういう方も対象にしたくて今回ふくろうカードということにしましたけれども、実際ことし運用してみて、利用される方、申請する方の声を聞いて、何が一番い

いのかというところはまた今後検証しながら進めていきたいというふうに考えています。
○委員長　辻　　勲君　武田真委員。
○武田　真委員　それでは、順次確認してまいりますけれども、まず１０１ページの財産管理に要する経費について伺ってまいりますけれども、旧豊沼中学校校舎解体と学童保育所の解体工事なのですけれども、工期についてまずお伺いしたいと思います。
○委員長　辻　　勲君　総務課長。
○総務課長　安田　貢君　旧豊沼中学校の鉄筋コンクリート校舎部分の解体につきましては、工期としまして連休明けぐらいに入札を行う中で、９月ぐらいまでの予定で進めてまいりたいと考えてございます。
○委員長　辻　　勲君　武田真委員。
○武田　真委員　学童保育所のほうもお願いしたいのですけれども、その工期と、前のブロック校舎のときはたしかアスベストが発生するということでいろいろ経費がかかったと思うのですけれども、両建物とも昭和時代の建物ということで、アスベスト等を使用されているような気がするのですけれども、その辺の確認とか対策というのはどうなっているのかお伺いしたいと思います。
○委員長　辻　　勲君　総務課長。
○総務課長　安田　貢君　旧南学童保育所の解体につきましてもほぼ同様の時期でございますけれども、こちらは台風シーズン前には、工期を９月と言わず、その前には終わらせておきたいと考えているところでございます。また、アスベスト関連の調査ということでのご質問でございますが、平成２８年度、旧豊沼中学校についてはアスベストの素材を使っている可能性のある部分ということで改めて調査を今年度実施してございますけれども、３カ所からその素材の分析をした結果、石綿の検出はなかったというところでございます。
○委員長　辻　　勲君　武田真委員。
○武田　真委員　豊沼中学校については、この校舎が解体されてしまえばあとは旧教職員住宅しか残っていないわけなのですけれども、そうしますとかなり広大な面積の市有地が出現するわけですけれども、今後の利活用等について何か考えていることがあれば、お聞きしたいと思います。
○委員長　辻　　勲君　総務課長。
○総務課長　安田　貢君　まず、今年度鉄筋コンクリート部分を解体いたしますが、旧体育館部分は残りますので、平成３０年度以降という形になってまいりますが、旧体育館及び旧教員住宅の部分の解体は残るものでございます。また、非常に大きな敷地の跡地になるわけでございますけれども、現時点においてどのような活用がよいのか、非常に広範囲なところでありますから、売却対象としたところで果たして応募いただけるのかどうなのか、これは今後検討してまいりたいと思います。
○委員長　辻　　勲君　武田真委員。

○武田　真委員　続きまして、１０３ページの公用車の管理に要する経費についてお伺いしていきたいと思うのですけれども、備品購入費でドライブレコーダーを購入されるというふうに聞いたのですけれども、これは昨今非常に普及しているということは理解しているのですけれども、市の公用車にそれを導入するという契機みたいのが何かあったのかどうかについてお伺いしたいと思います。
○委員長　辻　　勲君　総務課長。
○総務課長　安田　貢君　直接的にこのドライブレコーダーの購入のいわば契機となった事故、事件が発生したというところではございませんけれども、近年損害賠償報告等で議案として提出させていただいた案件も１年に１回あるか、ないかという形で発生している事実はございます。そういった中、職員の安全意識の一層の向上を図りたい。また、本当に起こってはいけませんが、万が一の場合には速やかな事故処理対応に当たりたいということで、３カ年にわたってという予定でありますが、ドライブレコーダーの購入を進めてまいりたいと考えてございます。
○委員長　辻　　勲君　武田真委員。
○武田　真委員　非常に重要なことだと思うので、ぜひそういうふうに進めていただきたいのですが、一方ではドライブレコーダーというのは常時点灯ということで、不特定多数の個人の顔とか、あるいは自動車番号等が記録されていくことになると思うのですけれども、その辺のプライバシーの取り扱い等を含めた録画した情報の取り扱いというのは何か考えていることがあれば、ちょっとお伺いしたいと思います。
○委員長　辻　　勲君　総務課長。
○総務課長　安田　貢君　ドライブレコーダーに保存されるデータに関しての個人情報保護という点に関しましては、まず公用車でありますので、全職員が運転の対象となっていく中、その取り扱いについて、運転が始まったと同時に自動的に録画がスタートされますので、そういった点では取り扱いについては何かしらの要領等は定めてまいりたい。そこで職員に周知を図ってまいりたいと考えてございます。その中で、当たり前のことでありますが、車の施錠、また車庫の施錠の徹底を図るというようなことも注意喚起してまいりたいと思ってございます。また、そこに記録されるデータによっては、特定の個人が確認できる個人情報になるのではないか、本人の同意を得ない形でのデータ収集になるのではないかということに関しましては、実際にどういったドライブレコーダーの購入に至るかというのは見積もり合わせの結果によりますので、その結果によっては個人情報保護審査会の開催を求めて、その中で諮問してまいりたいと考えてございます。
○委員長　辻　　勲君　武田真委員。
○武田　真委員　昨今のドライブレコーダーの性能等を見ますと、フルハイビジョンということでかなりはっきりとした形でデータが保存されますので、それに関しては厳密に取り扱っていただきたいということを要望したいと思います。

続きまして、１０９ページに参りまして、公会計システムの関係で若干お伺いして参りたいと思うのですけれども、当初総務省のほうで仕訳のシステムについて、日々仕訳がいいのか、あるいは期末一括でやるのかという議論があったと思うのですけれども、砂川市で今回導入するそのシステムについてはどういった形で仕訳していくのか、そういったシステムの概要についてちょっと教えていただきたいと思います。

○委員長　辻　　勲君　政策調整課長。

○政策調整課長　井上　守君　私どもの今回選択しているシステムにつきましては、まず月次の処理、年次の処理で一括仕訳でやっていきたいというふうに考えてございます。システムにつきましては、現在財務会計システムを導入している緯がございますので、その委託会社とシステムが連動できるようにこれから協議をしていきたいというふうに思ってございます。

○委員長　辻　　勲君　武田真委員。

○武田　真委員　そうしますと、今年度についてはシステムの導入ということなのですけれども、具体的にそれが稼働して、実際システムを導入していくというのはいつごろになるのかという具体的な日程といいますか、方向というのをちょっと教えていただきたいと思います。

○委員長　辻　　勲君　政策調整課長。

○政策調整課長　井上　守君　４月に業者の選定を行いまして、導入していくわけですけれども、固定資産の関係のシステムも一緒に検証していかなければならないということもございますので、公会計システムの導入、それから固定資産台帳の検証、それから財務書類の検証、それから分析、その支援も行っていただくというような業務もつくる。マニュアルの作成ということでございますけれども、これをやりますとやはり１年ぐらいかかるというふうな考えでございます。ただ、２８年度の決算を２９年度中に公表しなければならないというようなことでありますので、これをしなければならないというのは、特交措置というようなこともございますので、これについては２９年度中に公表できるものと考えてございます。

○委員長　辻　　勲君　武田真委員。

○武田　真委員　それから、公表する内容についてなのですけれども、市政執行方針を読みますと事業別あるいは施設別の財務分析が可能になるということです。あるいは、公共施設のマネジメントに活用するというようなことが述べられているのですけれども、具体的にどういったイメージで捉えたらいいのかわからない方も多いかと思いますので、ここで具体的にどういったことができるのかということを説明していただければと思います。

○委員長　辻　　勲君　政策調整課長。

○政策調整課長　井上　守君　まず、今現在の財務４表というものがございまして、それについては貸借対照表、行政コスト計算書、資金収支計算書、純資産変動計算書というの

が財務４表なのです。これにつきましては、平成１８年度の改正によりまして２３年度からつくっています。２２年度決算からやっているのですけれども、この財務４表というものがそのまま今回の公会計システムに移行されるというふうに考えてございます。ただ、今回４指標で今までやっているという問題点もございまして、実は平成１１年から貸借対照表というのはずっと入ってきているのですけれども、今回一般質問も過去に受けましたし、総括質疑も受けている中で、なかなか市民の方がわかりにくいだろうというようなこともございます。財務４表を公会計システムに入れてわかりやすくということできてございます。今までの帳票につきましてはつくって見せるというようなところがあるのですけれども、今度はそれを活用するというような形で総務省は計画をしているところなのですが、残念ながらつくって見せるというところが、１，７８８自治体ありますけれども、それができているのはほんのわずかというような状況でございまして、実は地方公会計の研究報告というのがあるのですけれども、これにつきましては２８年１０月に総務省でまとめているのですけれども、これにつきましても住民に対する広報の仕方についていろいろ研究しているというような状況でございまして、どのような形で公表していけば一番わかりやすいのかというところがまだつかみ切れていないと、やはり難しい言葉をどうしても使ってしまうということがあります。

　今回のメリットにつきましては、発生主義の会計でございますので、複式簿記の導入、それから固定資産台帳の整備ももう既に取りかかってございますけれども、その資産についてはどれぐらいの価値でどれぐらいもつのか、例えば海洋センターでいえばどれぐらいの施設規模で、どれぐらいの投資を今までしてきたか、利用実態はどうなのか、料金はどうなのか、１人当たりの受益者負担率というのですか、そういうのも出てくるということですので、そういうものにつきましては実際市民の方がこの施設を利用するに当たって、どれだけの税が投入されているのかというのがわかるというようなことになってございます。ただ、公表しなければならないというものについては、先ほど言いました財務４表というものだけでして、それを個別具体な帳票で公表していきなさいというものは、先ほど言いました研究報告の中でもまだ見えてきてございませんので、それにつきましては今後わかりやすいような表現といいますか、広報をしていきたいというふうには思ってございますけれども、先ほども言いましたように１１年にそういう制度が入りまして、２３年度に新たにまた変わったと、これだけかけてもなかなかわかりにくいということは変わってございませんので、今後今しばらくは時間がかかるのかなというふうに思ってございます。

〇委員長　辻　　勲君　武田真委員。

〇武田　真委員　公表というのも非常に重要な視点なのですけれども、一方ではさまざまな施策の展開とか、公共施設の方向性を考えるときに執行側あるいは議会の判断資料になる重要な資料だとは思うのですけれども、そこで市政執行方針にも事業別、施設別の財務分析とありますから、具体的に例えばどういったものというイメージが湧かなければ、ど

ういった分析なのかなと、例えば個別具体的な施設を挙げて、先ほども言いましたけれども、海洋センターであればこういったことが可能になる。先ほどのお話では修繕費の将来の見込み、あるいは適切な受益者負担率についての算定の根拠になるような基礎的な数字が出てくるということで、そういった個別、それぞれの施設ごと、あるいは事業ごと、スポーツ振興全般に係る収支であるか、あるいは個別の海洋センターなど施設に基づくそれぞれの個別のものなのか、そういったイメージがそういった形で出てくるという、そして私たちがそれに基づいて判断するような数字が今後公会計システムの整備によって出てくるという解釈でよろしいのでしょうか。

○委員長　辻　　勲君　政策調整課長。

○政策調整課長　井上　守君　そこまでできれば相当いいものになるのでないかなというふうに私どもも思ってございます。今私どもの予算につきましては、事業別細目予算ということでして、何とかに要する経費という形で出ています。予算に関しましては、その左、予算の左手になりますけれども、財源内訳というようなものがございまして、こういう形で予算では出ております。ただ、決算につきましては、決算書の中には財源内訳というのは入ってございませんで、かかった経費がそれぞれの事業予算の中で示されると。このほかに、例えばその施設の固定資産の評価額といいますか、それぞれの残存価格が出ますし、あとそこにかかっている人件費の部分も出てきますので、フルコストというのですか、そういうものも示されております。例えば施設の修繕ですとか改修計画が出たときに、この施設はどれぐらいのものなのかというのは予算の査定の中で当然議論されていくものでございますけれども、それにつきましては物差しの一つという形で活用できていけばいいなというふうな形で思ってございます。

○委員長　辻　　勲君　武田真委員。

○武田　真委員　そういった数字、判断材料が出てくるというのは非常にありがたいことなのですけれども、それがいつできるかということなのですけれども、先ほどのお話では仕訳して、システムは今年度導入して、２９年度決算からでしたか、できるということなのですけれども、今進めている固定資産台帳のそれと合体することによって割と単純に出てくるのでないかなというふうに安易に考えていた部分もあるのですけれども、その辺の施設ごとの貸借対照表あるいは財務分析等、それはすぐにはできないという判断なのか、それともこの会計システムがスタートしてほどなく１年か２年ぐらいでそうしたデータがある程度、厳密なものは別として、方向性として見えてくるというふうなことなのでしょうか。

○委員長　辻　　勲君　政策調整課長。

○政策調整課長　井上　守君　まず、財務４表につきましては、２８年度決算を２９年度中に公表しなければならないというのがありますので、それに向けては出ていかなければならないのですが、それぞれの事業細目別の帳票につきましては、そうなるべくシステム

の移行をしますので、恐らくは数字としてぼろぼろっという形で出るのですが、それをどういった形で分析するのかというのは一定程度、もう何年かかかっていくのではないかなと思います。帳票として作成されても、それを読み取るものにつきましてやっていかなければならないこともございますので、それにつきましても財務書類の検証、分析支援という形でコンサルにかけますので、それも一定年数やった後に公表できていくものと考えているところでございます。

○委員長　辻　　勲君　武田真委員。

○武田　真委員　その課題についてはわかりました。

　終わります。

○委員長　辻　　勲君　沢田広志委員。

○沢田広志委員　それでは、一般管理費の９７ページ、市史編さんに要する経費ということで、今ほど武田圭介委員のほうからも質疑があったわけですけれども、私のほうからも若干追加ということで質疑をさせていただきたいというふうに思います。

　大体概略については先ほどの質疑を通しながらわかりました。それで、委員報酬、氏名、その中に行政の担当者といったこともあるのですけれども、基本的にこれは債務負担行為の初年時でありますけれども、５年間かけて編集、作成をしていくということなのですけれども、基本的にこの委員さん方は５年間このままの固定でいくのかどうか、その辺確認ということで聞かせていただきたいと思いますけれども。

○委員長　辻　　勲君　総務課長。

○総務課長　安田　貢君　お願いいたします委員の皆さんには、この事業は平成３３年度まで継続してまいりますということをお話し申し上げた中で委嘱申し上げてまいりたいと思っております。ただ、中には私は何年度までというようなことでの当初のご就任はご承諾いただける、ただ後年次にはという方も中にはいらっしゃるかもしれませんが、まずこの事業の概要をご説明するに当たっては、５カ年間続いてまいりますのでということをお話し申し上げて委嘱させていただきたいと考えてございます。

○委員長　辻　　勲君　沢田広志委員。

○沢田広志委員　平成元年から平成３２年までの今までの３０年間にわたる歴史を市史として編さんするということは、大変膨大な資料も通しながら大きな作業なのかなと思っていますので、より一層努力をしていただきたいというふうに思っています。

　それで、先ほどもお聞きした中で、今後受託業者、要はそれを受ける、委託しますから、受託業者についてはプロポーザル方式でということなのですけれども、ちょっと私聞きそびれた部分があるのですが、指名型プロポーザルというようなお話もあったようなのですけれども、市史編さんとなると膨大な資料も含めながら作成して、それを冊子にしていかなければいけないということになると、それを経験している編さんのできる業者でなければできないのかなと思うのですけれども、基本的にこれは砂川市内の業者ということにつ

いては、プロポーザルですから、最初の段階で砂川市内の業者のかかわりというのはこの辺どういう形なのか、難しいのか、できるのか、その辺の今の段階での考え方として聞かせていただきたいと思うのですけれども。

○委員長　辻　　勲君　総務課長。

○総務課長　安田　貢君　指名型のプロポーザルを想定しておりますけれども、まずどういった事業所になるかということについては現在入札資格審査の２９年度、３０年度分の取りまとめをしておりますので、その登録が終わった事業所の中で印刷関連の事業所を指名させていただければと。ただ、指名に当たって、結果的にノウハウがないので、辞退いたしますというようなこともあり得るかと思いますが、指名に当たっては基本的には市内外の事業所という形で指名させていただきたいと考えてはございます。

○委員長　辻　　勲君　沢田広志委員。

○沢田広志委員　わかりました。指名型プロポーザル方式で、基本的には競争であるのだろうなというふうに思いますし、せっかくつくるのであればしっかりとしたものをつくっていただきたいというのが私の願いでもありますので、この辺はしっかりとした形で選定の作業に打ち込んでいただきたいというふうに思います。

　それで、これは債務負担行為の初年度なものですから、ちょっと関連で聞かせていただきたいというふうに思うのですが、大体どのぐらいの冊数をつくられて、どのぐらいの皆さんに配布をされていくのか。これは５年間かけて編さんしていきますけれども、発行は５年後、その次の年になっていくのか、その辺の考え方というのを今の段階で押さえているのであれば、聞かせていただけないかなと思うのですけれども。

○委員長　辻　　勲君　総務課長。

○総務課長　安田　貢君　最終的なイメージにつきましては、現段階で明確なところはまだ至ってございませんが、受託先の事業所との協議もございますけれども、一応基本的には前回１，０００部作成してございますので、今回も１，０００部というイメージは持ってございますが、編集を進めていかなければ、果たして何ページになるのか、そこの違いも出てくる可能性もございます。また、最終的に市民の皆様に、現行の市史については１部１万円で販売しておりますけれども、最終的な形についてもある程度発刊の形が見えた段階で詰めてまいりたいと思いますが、今の段階ではそこまでというところでございます。

○委員長　辻　　勲君　沢田広志委員。

○沢田広志委員　５年間かけて編さんしていくということで、先は長いといった部分では読めない部分もあるかなというふうには理解させていただきたいと思います。ただ、今回の委託を受ける業者も今年度中に選定されるようですし、何となく私がイメージするというか、私は今の現物を見てくるのを忘れたので、たしか今は上下に資料編の３冊構成かなと思うのです。間違っていたら申しわけないと思うのですけれども、この辺の形も最終的に委託を受ける業者によって変わってくるのかなというふうには思うのですけれども、こ

の辺はそういう形でいいのかどうかお聞かせいただきたいと思います。
○委員長　辻　　勲君　総務課長。
○総務課長　安田　貢君　現行の「私たちの砂川市史」については、いわば先史時代から戦後の平成までという中で、上下巻、データ編という３巻に分かれておりますが、今回編さんしてまいりますのは平成元年以降ということで、それは一つの形には恐らくなってこようかと。ただ、データ編も本編の中に入れていくのか、結果的にデータ編を分けて２冊とするかは受託業者と今後詳細を詰めてまいりたいと考えてございます。
○委員長　辻　　勲君　沢田広志委員。
○沢田広志委員　ここの市史編さんについて最後なのですけれども、委託を受ける業者が決まりました。私のイメージなのですけれども、委員さんは７名います。基本的には受託を受けた業者さんが中心になって、どういう原稿の内容をつくっていくのかという部分は委員さん方の作業になってくるのかなという気がするのですけれども、この辺の作業的なやり方というのか、この辺は今の段階でこういう形があるのです、こういう場合もあるのですといったことを持っているのであれば、聞かせていただけないかなとの思うのですけれども。
○委員長　辻　　勲君　総務課長。
○総務課長　安田　貢君　受託業者と編さん委員の皆さんにそれぞれお願いしていくところについては、基本的な原稿は受託業者のほうで作成してまいりますので、委員さんには例えば目次についてどのような形が望ましいのか、またあと原稿が徐々に仕上がってまいりましたら、そこに目を通していただく中で修正箇所のご指摘などをいただければと考えてございます。
○委員長　辻　　勲君　沢田広志委員。
○沢田広志委員　市史編さんについては、大体中身的にもわかりました。５年間かけてやっていくということは、委員さんを初め大変膨大な量のことをこなしていかなければいけないのかなと思いますので、より一層努力をしていただきたいということを話しておきたいと思います。
　それで、２点目ですが、５、財産管理費の１０１ページ、先ほど武田真委員のほうからも質疑があって、私見逃したかと思うのですが、旧南学童保育所解体工事、解体をされるのですけれども、解体をした後、平地になって空地になっていくかと思うのですけれども、この辺は今後どのような形を考えていくのか。というのは、そのままずっと空地なのですと、財産ですけれども、場合によってはこれは売却も考えますといったことがあるのかどうか、この辺の考え方を聞かせていただきたいと思います。
○委員長　辻　　勲君　総務課長。
○総務課長　安田　貢君　旧南学童保育所を解体した後の敷地の取り扱いにつきましては、現在も隣に複合施設が設置されている中で、敷地の一部については菜園等でお使いいただ

いているところもございますので、そういった点では今後も砂川福祉会との協議もさせていただきながらというところでありますが、基本的には旧保育所は市道に面して保育所建物があり、奥にグラウンドがございましたので、非常に奥行きのある敷地でありますので、売却についてはなかなか難しい形状、また不整形という点もございますので、そのように考えてございます。

○委員長　辻　　勲君　沢田広志委員。

○沢田広志委員　今ほど答弁いただいたので、大体わかりました。私が気になったのは、学童保育所の建物自体だけで判断してはいけないことは、老人憩の家に向かっても、昔は南保育所の運動場でもあったということで、敷地的にはかなり広いところ。ただ、問題は、間口に面している市道のところというのはそんなに広くなくて、たしか途中で切れている市道があったりとかということだったものですから、その辺どういう形で利用されるのかということについては今のお話で理解させていただきたいということで、終わりたいと思います。

○委員長　辻　　勲君　他にご発言ありませんか。

　増山裕司委員の質疑はあす行います。

◎散会宣告

○委員長　辻　　勲君　本日はこれで散会します。

散会　午後　３時４５分